

県民からの御意見（抜粋）

- 平成28年10月24日現在で、延べ52件の御意見が寄せられている。前回（9月15日時点）以降に提出された主な御意見については、以下のとおり。

【部活動指導について】

- 下校時刻の設定が勤務時間を超えているので、下校時刻まで部活動をすれば当然長時間労働になる。部活動指導をし終わってから自分の仕事に戻るのでは帰るのではもっと遅くなる。休みの日も部活をやるのが当たり前となっている現状なのでますます多忙になる。校長も部活動に熱心な先生にもっと休めとは言いにくく、放置している学校がほとんどである。県の方から、部活動を学校から完全に切り離す体制を作っていただきたい。
- 勤務時間外に及ぶ指導なので強制できないはずなので、顧問をやるかやらないかの選択を出来るようにしてほしい。顧問がいなくなって困るなら、市町村教育委員会で顧問をやってくれるボランティアを募ってほしい。
- 朝の部活動自体が時間外なので、やれないようにしてほしい。勤務時間外に及んでいる現状のものを削っていくことが、まず最初にやることではないか。
- 部活動の顧問を必ずやらなければならない（という雰囲気）は負担である。土・日の片方のみを活動日にするという制限をつけるなら、県下、全国の全ての部がその条件で活動するよう制約を付けないとうまくいかないと思う。
- 地域のスポーツチーム、文化活動などで、部活動を代替していけると良いと思う。活動場所は学校を広く開放し、指導は必ずしも教員ではないという活動の形としてはどうか。
- 部活動指導は、教員の本務ではない。教科指導、生徒指導、諸行事対応等の本務の部分で勤務時間を超過しており、持ち帰り残業も日常的である現状において、部活動指導に多くの時間を費やし、「本務」「身体」「家庭生活」等々への矛盾を招来させている事態は異常である。本務対応でさえ勤務時間を超過している現実を認識し、多忙化解消を議論すべきである。
- PTにおいても、勤務時間後は別契約で部活動指導を担当させ、相応の手当を払えばいいと発言する委員もいるが、教員のワークライフバランスの視点を欠落させてはならない。
- 部活動指導は教員の本務ではないので、部活動指導を担当するか否かは各教員の自由意志に委ね、管理職等が少しでも依頼の意思を示した場合は、処分の対象とすべきである。現状の部活指導は「明示的に時間外勤務を命じたものである」と言わざるを得ないが、それを逃れるために「ボランティア化」させている。一切の部活指導を学校から排除し、現状の違法状態を無くすべきである。

- 部活については、廃止または縮小すべきである。受け皿は、市町村の生涯スポーツ課の業務拡大が望ましい。勤務時間後に、希望する教員および外部指導者がいれば市町村営スポーツクラブとして設立するのである。各校ではなく市町村で数か所であれば、人員も予算も減らせ、希望する生徒児童には機会を用意できる。A中には野球部と吹奏楽部、B中にはサッカー部と柔道部、C中には剣道部・・・というイメージである。
- 部活動を担当しない教員は今の勤務時間とするが、部活担当教員は例えば 10:30～19:00 の勤務とする。こうすれば勤務時間内に部活も収まる。また、週末に部活を行う場合は、土曜出勤・月曜休日とする。これで、部活を担当しても週休2日は確保できる。
- 教員も「人間」であり、それぞれの教員の家族と過ごす時間、趣味の時間、教材研究する時間、そして休まる時間を確保する必要がある。教員は本業である授業に力を注ぐべきであり、部活動に本来教材研究に当てる時間を奪われてはいけない。教員の多忙化を解消する案として挙げたいのは、部活動の顧問引受の自由（強制されない・圧力をかけない）、民間に部活動の指導を委託する、の2点である。

【その他】

- 選挙管理委員会が「選挙ポスター」を、税務署が「税の作文」の募集依頼を持ってくる。赤十字も、農協も、郵便局も。勤務していた自治体の教育長に「ああいう募集、何とかならないのか」と言ったら、「いろいろしがらみがあり、むげに断れない。」とおっしゃる。学校に余計な募集依頼を持ち込まないでほしい。
- 知事部局の職員や教員の任命権者である県教委の職員については、「1年につき360時間、1月につき60時間を超えて時間外勤務をさせないこと」と定めている。教員だけ優遇することを求めているわけではない。県教委事務局勤務者同様の超勤上限枠を教員にも設定し、上限の「数値」を明確にすることが重要である。
- 教職員の異動内示の時期が愛知県は他県と比べて遅いので、もっと早めた方がよい。（長野県では2月末には移動先が確定しているそうである。）今のままの時期だと、次年度の準備を大変あわただしい中で行わなければならない、毎年かなり無理な日程で年度の計画を立てているので、まずは、この新年度の準備段階から多忙化を解消すべきである。
- 高校の朝の補習は、親の立場からもやめてほしい。朝7時半からの補習に間に合わせるためには、5時に起きお弁当の用意をしなければならない。学童の親で高校教員の場合は、朝の補習の日は子供より先に家を出ることになり、子供を学校に送り出すという大事な責任を果たせなくなる。進学校ではあたりまえのように行われている朝の補習への対策を是非考えていただきたい。

- 国の基準では、週29時間の授業を行うことになっている。1クラス週4時間の授業を4クラス受け持つと週16時間。1時間の授業をするために準備の時間を1時間必要とすると、週4時間必要である。これに道徳・総合・学活で週4時間、さらに学級担任は、毎日、生徒の生活ノートを見るのに1時間は必要なので、週5時間。これで週29時間となる。

これ以外に、宿題の点検・テストの作成や採点・成績処理・通知表の作成・行事の準備など、しなければならないことは山ほどあり、出張や研修などもある。さらに、不登校生徒への家庭訪問、いじめ等問題行動の対応、部活動の指導なども勤務時間外に行っている。したがって、教員数を増やし、先生1人あたりの授業の持ち時間数を半分の8時間にすることを必要だと考える。

- 休憩時間に研修や会議が入れられる違法な状態になっている。休憩時間が確保されたとしても、業務を行わないと退校時刻が遅くなるので業務を行うことになる。しかし、会議を入れるのは明らかな違法である。また、その時間にできた業務ができなくなる。すぐに対処してもらいたい。
- 県広報誌、県や学校HPで教員の勤務時間や学校が本来開いている時間を広報するだけでも効果的ではないか。（役場の開館時間は必ず書いている。）
- 以下が私の意見である。

A 労働基準法・労働安全衛生法などの労働諸法を遵守すること。また、給特法の徹底を図ること。

B 個々人の勤務の正確で克明な記録をとり保存すること。長時間に及んだ場合は、日・週・月単位で原因究明と解決を図ること。責任の所在を明らかにして、再発防止策を練ること。

C 労働安全衛生法上の医師面接は、本人及び管理職の義務とすること。月100時間以上の時間外勤務がある場合には、関係機関で協議して解決を図ること。また、本人には申告書を提出させ、特別休暇を与えて休養させること

D 野放図になっている学校の施設使用に関して制限を設けること。学校の開錠・施錠時間を明確にする。行事や部活動があっても、児童生徒・教職員とも4週4休は確実にすること。

E 新規採用者には3年間は部活動顧問を持たせないこと。新規採用者は1年間の試用期間中であるから、勤務を制限して学校内の勤務時間を守らせること。

F 転任者や休職後復帰者も時間外勤務は45時間を超えないようにさせること。